

2024（令和6）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（刑事訴訟法）出題の趣旨

第1問は、強盗致傷事件について、犯人が逃走に用いた車が特定されたため、車を所有する工務店の事務所とその車について、令状による搜索差押えが行われたとの架空の設例を用いた。問いは、搜索差押の適法性を問うものであるから、令状によっていかなる場所的範囲で搜索を行うことができ、何を差し押えることができるのかを具体的に論じることが必要である。令状によって差し押えることが認められるのは、令状に明示された物であって、かつ差押えの必要性が認められる物である。設例で差し押えられた物件について、個別的にこれらの要件を満たすか否かを論じることが必要となる。また、その前提として、令状記載の適法性についても指摘することが望ましい。

第2問は、刑事訴訟法に関する教科書類では必ず触れられている用語について、的確に理解できているかどうかを確かめ、また、関連する条文との関係を簡潔に説明することを求めたものである。